

☆ 農業指導情報 ☆

第 5 号

令和7年2月21日



発行：能代市農業総合指導センター

農林水産部農業振興課（市役所本庁舎 2F）

能代市上町1-3

TEL 89-2182 FAX 89-1774

二ツ井地域局環境産業課（二ツ井町庁舎 1F）

能代市二ツ井町字上台1-1

TEL 73-4500 FAX 73-5224

☆農業関連情報

メルマガ「のうメル」
に登録を！



令和7年産米の「生産の目安」を決定しました

依然として、米の需要量の減少が予測される中、価格の安定を図るためにも需要に応じた生産が重要であることから、能代市農業再生協議会では、秋田県農業再生協議会で決定した生産の目安をもとに、能代市の「生産の目安」を下記のとおり決定しました。

能代市	令和7年産	令和6年産	増 減
数 量	21,441 トン	19,708 トン	1,733 トン
面 積	3,716 ha	3,416 ha	300 ha
単 収	577 kg/10a	577 kg/10a	±0 kg/10a
水稻作付率	58.31%	53.59%	4.72
転作率	41.69%	46.41%	▲4.72

農家への「生産の目安」

水田台帳面積 × 水稻作付率（58.31%）× 単収（577kg/10a）

生産農家へのお願い

売り先のない米の過剰生産は米価の下落につながりますので、「生産の目安」に沿った水稻作付にご協力ください。

※ 必ず認定方針作成者と相談のうえ、作付計画を立ててください。

営農計画書について

営農計画書（実施計画書等）は、記入例に基づいて正確に記入してください。記入内容と実際の作付けが異なると、経営所得安定対策等の交付金が受けられない場合があります。

※営農計画書は、作付状況を把握するための重要な書類です。

交付対象作物の作付がない場合や水稻のみ作付、保全管理のみ等も含め、すべての方が提出する必要があります。

提 出 先：農業協同班長、能代市農業再生協議会事務局（JAあきた白神、農業振興課農業水産係、二ツ井地域局環境産業課）

提出期限：令和7年3月26日（水）

令和7年度経営所得安定対策の概要

1. 水田活用の直接支払交付金

① 戦略作物助成 [対象作物を生産する販売農家] (単位：円/10a)

対象作物	交付単価	交付要件
大豆	35,000	
飼料作物	35,000	播種を行う場合
飼料作物	10,000	多年性牧草で、収穫のみを行う場合
飼料用米	55,000～105,000	収量に応じて決定。専用品種
飼料用米	55,000～85,000	収量に応じて決定。一般品種
WCS用稲	80,000	
加工用米	20,000	

② 産地交付金

【地域振興作物に対する助成】

能代市農業再生協議会で策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、対象作物（地域振興作物）を生産する販売農家に対し助成します。

令和7年度については、今後の市農業再生協議会で決定次第お知らせします。

※取組要件についてご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

2. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

対象者：出荷契約に基づいて対象作物を生産する認定農業者、認定新規就農者

- ① 数量払 … 大豆、そば等の販売数量に応じて交付
※令和5年度から交付単価が免税事業所向け単価と課税事業所向け単価に分かれています
※品質（等級）に応じて単価が増減します
- ② 面積払 … 数量払の先払いとして、当年産の作付面積に応じて交付
交付単価：大豆 20,000円/10a、そば 13,000円/10a

※ 農地の貸し借りについて

農地の貸し借りは、原則、農業委員会を通して行ってください。
農業委員会を通さない農地の貸し借り（相対）は、経営所得安定対策の交付対象になりませんのでご注意ください。

農地を貸し借りする場合は、**令和7年3月31日(月)**までに、農業委員会事務局（TEL：89-2935）又は二ツ井地域局環境産業課（TEL：73-4515）にて申請してください。

【問合せ先】

農業振興課 農業水産係 TEL 89-2183
二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500

毎月19日と第3日曜日は「のしろ食育デー」



外食や嗜好品を利用するときに
栄養表示を参考にしよう！



農家の皆さまへ 相続登記の申請が義務化されました！

所有者不明土地の発生予防を目的として、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続人は不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に法務局へ相続登記の申請をしなければならなくなりました。

※農地を相続したときは農業委員会にも届出が必要です。

（法務局への相続登記変更後、10カ月以内に農地の所在する市町村の農業委員会に届けが必要です。）

【問合せ先】

農業委員会事務局 TEL 89-2935
二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4515

令和6年度 放任果樹伐採助成金の要望を受け付けます

有害鳥獣の誘引原因となる放任果樹（カキ、クリ等）を伐採する際、その処分料について助成します。

【対象】 能代市内にある放任果樹

【支援額】	小 木	（胸高直径20cm未満）	1本 3,000円
	中 木	（胸高直径20～36cm未満）	1本 6,000円
	大 木	（胸高直径36cm以上）	1本 9,000円

【期 間】 令和6年度

【その他】 木を伐採する前に必ず下記にご相談ください。

【留意点】 予算の範囲内での実施となりますのでお早めにご相談ください。



【問合せ先】

二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500
農業振興課 農業水産係 TEL 89-2183



ツキノワグマ出没にご注意ください！！

◆ツキノワグマ出没に関する注意報の発令延長について◆

秋田県では、クマによる人身被害が懸念されることから、現在発令中のツキノワグマ出没に関する注意報が下記の期間まで延長されました。県内では市街地でクマの出没が確認されているため、引き続き十分ご注意くださいようお願いいたします。

また、入山禁止地域については、秋田県のホームページをご確認いただき、絶対に立ち入らないようお願いいたします。

1 発令期間 令和6年11月1日（金）から令和7年2月28日（金）まで

2 発令区域 県内全域

◆クマ被害の防止方法◆

山や里山などで活動する際には、クマの被害にあわないための予防方法をとることが重要です。クマ被害の防止方法を今一度、確認してください。

◎車庫や物置の扉は普段から閉めておきましょう。

（クマが入ってしまう可能性があります！）

◎2人以上で行動し、単独行動は慎みましょう。

◎周りに音を出しながら行動しましょう。

◎子グマには決して近寄らないでください。

◎もし、出会ったら、ゆっくり後ろに下がり、静かにその場から立ちさりましょう。

◎生ごみや残飯などは放置しないでください。クマを引き寄せる原因になります。

◎集落にある柿の木は放置せずに収穫しましょう。

◎見通しの悪い林や耕作放棄地など藪化した箇所の刈払いを行い、クマを寄せ付けない環境づくりに努めましょう。



【問合せ・クマの目撃情報の連絡先】

農業振興課	農業水産係	TEL 89-2183
二ツ井地域局	環境産業課	TEL 73-4500